平成２４年（フ）第４５７４号
大阪市平野区平野西４丁目７番３号平野西文化103号
債務者　前田美枝子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６１２号
大阪府吹田市泉町４丁目25番３号、前住所大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　別府　吉雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７９９号
大阪府高槻市富田町３丁目10番13号
債務者　森　　眞二
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８５１号
大阪府東大阪市森河内東１丁目24番14号
債務者　杉浦　理恵
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７号
大阪府泉南市岡田５丁目７番11号
債務者　道幸　　徹
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
大阪府泉佐野市大宮町８番20号
債務者　土井　良子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４１２号
大阪府泉佐野市鶴原1679番地の16、住民票上の住所大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目15番５―703号
債務者　盛原　克明（旧姓高道）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４１４号
大阪府泉南市岡田５丁目８番11号、旧住所大阪府泉南市新家3394番地の１サンピア泉南202号
債務者　辰巳　智行
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
大阪府泉南市樽井４丁目28番10号
債務者　辰巳　平馬
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番２―701号
債務者　松尾健一こと　沈　　允輔
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３７号
大阪府貝塚市澤571番地１二色の浜グリーンハイツ103号、前住所大阪府貝塚市畠中１丁目15番34号
債務者　吉田　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３８号
大阪府泉佐野市葵町２丁目１番43号
債務者　赤坂りつ子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
大阪府岸和田市中井町１丁目11番６号
債務者　玉井運送店こと　玉井　幹利
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番11―306号、前住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬２丁目３番15―303号
債務者　萩谷　博子（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
大阪府阪南市石田600番地の６―19棟403号
債務者　中村　理香
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４５０号
大阪府岸和田市土生町118番地の６カルム・コリーヌ103号室、前住所大阪府和泉市府中町５丁目21番３―1106号
債務者　増井　秀雄
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４５５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地32棟301号
債務者　野中　美穂（旧姓大串）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係